

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>（用語） 第2条 この条例において使用する用語は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（利用対象者） 第7条 センターの事業を利用することができる者（以下この条において「利用対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、当該右欄に定める者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業区分</th> <th style="text-align: center;">利用対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">就労移行支援事業</td> <td>法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合相談事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活支援事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	利用対象者	就労移行支援事業	法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕	総合相談事業	〔略〕	生活支援事業	〔略〕	その他の事業	〔略〕	<p>〔同左〕 第2条 この条例において使用する用語は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>〔同左〕 第7条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業区分</th> <th style="text-align: center;">利用対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">就労移行支援事業</td> <td>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合相談事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活支援事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の事業</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	利用対象者	就労移行支援事業	法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕	総合相談事業	〔略〕	生活支援事業	〔略〕	その他の事業	〔略〕
事業区分	利用対象者																				
就労移行支援事業	法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕																				
総合相談事業	〔略〕																				
生活支援事業	〔略〕																				
その他の事業	〔略〕																				
事業区分	利用対象者																				
就労移行支援事業	法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労移行支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 ・ 〔略〕																				
総合相談事業	〔略〕																				
生活支援事業	〔略〕																				
その他の事業	〔略〕																				

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>（支給要否決定等）</p> <p>第22条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 市町村は、<u>支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</u></p> <p>6 市町村は、<u>前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。</u></p> <p>7〔略〕</p> <p>8 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第22条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>4〔略〕</p> <p>5〔同左〕</p>

【施行期日】平成24年4月1日

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p>	<p><u>障害者自立支援法</u></p>

【施行期日】平成25年4月1日